放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

目次

○電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)	○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)	○放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)
(附則第十条関係)	(第二条関係)・・	(第一条関係)・・
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
· ·	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	•	•
•	• 6	• 1
27		

14 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十二項 14 協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行うに当たつては、第十二項 15 協会は、第十二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公 16 協会は、第十二項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公 17 表しなければならない。	講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をするよう努めのない範囲内において、他の放送事業者が第四条第二一号又は第二号の業務を行うに当たつては、当該業務	由がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。 条の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければ 、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、 ならない。 由がある場合を除き、当該協議に応じなければ 本の責務にのつとり講ずる措置の円滑な実施に必要な協力をしなければ は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、 では、正当な理 がある場合を除き、当該協議に応じなければならない。	局提供事業者(電波法の規定により衛星基幹放送の業務に用いられる一ででは、第一項第一号では、第一項第一号での業務を行うに当たつては、当該業務(略)	第二十条 (略) 第二十条 (略) 第二章 日本放送協会	改 正 案
務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しよう 協会は、第十項 の認可を受けた実施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事 協会は、第十項 の認可を受けた実施基準に定めるところに従わなければならない。	7 (新設)	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)	局務なは、	第二十条 (同上)	現 行 (傍線部分は改正部分)

とするときも、 同様とする。

18 17

対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、 協会に

第十二項の認可を受けた実施基準が第十三項各号のいずれかに該当し

一 協会が第十四項の規定に違反している場合 第十二項の認可を受けた 実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告 ないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告

19 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、 第十二項の認可

を取り消すことができる。

20 \$ 22 (略)

第二十六条 協会は、 以下 学園法 外国人向け協会国際衛星放送(第二十一条第二項の規定による子会社への 定める基準及び方法に従つて、 放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該放送を実施するた 必要な協力を求めることができる。 め特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者(放送大学 「学園」という。)を除く。第三項において同じ。)に対し、協会が (平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(第二十条第十項の規定によるテレビジョン放送による 放送番組の編集上必要な資料の提供その他

2 { 4

第三節 経営委員会

(経営委員会の権限等)

第 一十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

次に掲げる事項の議決

イ~ワ (略

力 実施計画 第二十条第十二 一項に規定する実施基準及び同条第十六項に規定する

ヨ〜ナ (略)

ラ 第一 一十条第十 項の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変

更

ウ~ク

略

第 一十条第 項の総務大臣の認可を受けて行う業務

> 15 (同上)

とするときも、

16 (同上)

ないこととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告 第十項 の認可を受けた実施基準が第十一項各号のいずれかに該当し

を取り消すことができる。 一 協会が第十二項の規定に違反している場合 第十項 の認可を受けた 総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、 実施基準に従い第二項第二号又は第三号の業務を行うべき旨の勧告 第十項 の認可

17

18 \$
20 (同上)

第二十六条 協会は、第二十条第八項の規定によるテレビジョン放送による 以下「学園」という。)を除く。 学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(め特に必要があると認めるときは、協会以外の基幹放送事業者(放送大学 放送番組の制作の委託を含む。)を行うに当たり、当該放送を実施するた 外国人向け協会国際衛星放送(第二十一条第二項の規定による子会社への 必要な協力を求めることができる。 定める基準及び方法に従つて、 放送番組の編集上必要な資料の提供その他 第三項において同じ。)に対し、

2 { 4 (同上)

(経営委員会の権限等)

第三節

(同上)

第 一十九条 (同上)

(同上)

イ~ワ 同 上

力 実施計画 第二十条第十項 に規定する実施基準及び同条第十四項に規定する

第二十条第九項

の総務大臣の認可を受けて行う協定の締結及び変

ヨ〜ナ

同

上

第二十条第十九項 の総務大臣の認可を受けて行う業務

(同上)

二 (略)

2·3 (略

ランド そう

(国際放送の実施の要請等) 第六節 受信料等

とを要請することができる。
。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこ伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、

- こ己意しなければなっなゝ。2.総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由2.総務大臣は、前項の要請をする場合には、協会の放送番組の編集の自由
- 3 協会は、総務大臣から第一項の要請があつたときは、これに応じるように配慮しなければならない。

努めるものとする。

- し」と読み替えるものとする。 おいて、同条第十一項中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止5 第二十条第十一項の規定は、前項の協定について準用する。この場合に

5

第十章 雑則

(電波監理審議会への諮問

諮問しなければならない。第百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に

(略

二条の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四認可)、第二十二条の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十条第十二項(実施基準の認可)、同条第二十一項(任意的業務第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)業務 第二八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第十一項(第六十五条)

二 (同上)

2 · 3 (同上)

第六節 (同上)

(国際放送の実施の要請等)

第六十五条 (同上)

2 (同上)

3 (同上)

; [] -

4 (同上)

し」と読み替えるものとする。おいて、同条第九項「中「又は変更し」とあるのは、「変更し、又は廃止おいて、同条第九項」の規定は、前項の協定について準用する。この場合に

第十章 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 (同上)

(同上)

二条の三第一項若しくは第三項(関連事業出資計画の認定)、第六十四認可)、第二十二条の二(関連事業持株会社への出資の認可)、第二十条第十項 (実施基準の認可)、同条第十九項 (任意的業務の認可)、第二十条の二第一項(基幹放送局提供子会社への出資の認可)、第二十条第十項 (実施基準の認可)、同条第十九項 (任意的業務第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可) 第二十条第二項(定款変更の認可)、第二十条第九項 (第六十五条

条第一項 第百五十九条第一項 条第一項 放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、 における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第一 局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域 の四第一項 十七条第一項本文(基幹放送の放送事項等の変更の許可)、第百十六条 休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六 項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は 可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一 放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認可 条第二項及び第三項)、第七十三条の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認 第六十五条第一項 第二項若しくは第四項(有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料 (地上基幹放送の業務の場合に限る。) (認定の更新)、第九 (センターの指定) (特定放送番組同一化実施方針の認定)、第百二十条 (受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認 (認定放送持株会社に関する認定) (国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項(の規定による処分 又は第百六十七 (放送

三 (略)

四第二十条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四第二十条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第五十十三条第一項(型定放送持株会社に関する認定の取がし)、第五十六条の五第五項(特定放送番組同一化実関する認定の取消し)、第五十六条の五第五項(特定放送番組同一化実別との関連事業出資計画の認定の取消し)、第五四条(基幹放送の業務に四十二条の三第五四十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五四十二十二条第十九項(実施基準の認可の取消し)の規定によりませる。

五 (略)

2 (略)

第十一章 罰則

協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。第百八十五条。次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

(略)

する場合を含む。)、第二十条第十二項若しくは第二十一項、第二十条二 第十八条第二項、第二十条第十一項 第六十五条第五項において準用

条第一項(センター 第百五十九条第一項 放送事業者若しくは有料放送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、 における再放送の業務の方法に関する改善の命令)、第百五十六条第 局設備供給役務の提供条件の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域 の四第一項(特定放送番組同一化実施方針の認定)、第百二十条 十七条第一項本文 条第一項 休止の認可)、第九十三条第一項(基幹放送の業務の認定)、第九十六 項(放送の廃止又は休止の認可)、第八十九条第一項(放送の廃止又は 可)、第八十五条第一項(放送設備の譲渡等の認可)、第八十六条第一 放送に関する研究の実施命令)、第七十一条第一項(収支予算等の認 条第二項及び第三項)、第七十三条の二第二項ただし書(還元目的積立金の取崩しに係る認 第六十五条第一項 第二項若しくは第四項 (地上基幹放送の業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九 (基幹放送の放送事項等の変更の許可) 、第百十六条 の指定) (受信料の免除の基準及び受信契約の条項の認 (認定放送持株会社に関する認定)又は第百六十七 (国際放送等の実施の要請)、第六十六条第一項((有料基幹放送契約約款の変更命令又は有料 の規定による処分 (放送

三 (同上)

る処分 の取消し)、第百七十三条第一項(センターの指定の取消し)の規定によい、第百六十六条第六項(認定放送持株会社に関する認定の取施方針の認定の取消し)、第百十六条の五第五項(特定放送番組同一化実関する認定の取消し)、第百十六条の五第五項(特定放送番組同一化実関・関連事業出資計画の認定の取消し)、第百四条(基幹放送の業務に四)第二十条第十七項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第五

2 五 (同上)

第十一章 (同上)

第百八十五条 (同上)

一 (同上

つたとき。
第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなか第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又はの二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは

二 (略)

協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。第百九十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

一 (略)

条第二項の規定に違反して届出をしないとき。条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九二 第二十条第十六項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五

偽の公表をしたとき。 十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚三 第二十条第十五項若しくは第十六項、第四十一条、第六十一条、第六

四~七 (略)

よる調査を妨げたときは、二十万円以下の過料に処する。 2 協会の子会社の役員が第四十四条第二項又は第七十七条第二項の規定に

つたとき。第八十九条第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなか第三項、第七十一条第一項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又はの二第一項、第二十二条、第二十二条の二、第六十四条第二項若しくは

三 (同上)

第百九十一条 (同上)

(同上)

条第二項の規定に違反して届出をしないとき。条、第二十六条第四項、第八十六条第二項若しくは第三項又は第八十九二 第二十条第十四項、第二十一条第三項、第二十三条第三項、第二十五

偽の公表をしたとき。十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反して公表をせず、又は虚十二条又は第十三項若しくは第十四項、第四十一条、第六十一条、第六

四~七 (同上)

2 (同上)

傍
線
部
分
: :
は改
改
止
部
过

対している。	対容に密接は掲載と同じる内容の青根であって、当変女芸番組の扁真に 三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の 般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。	三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一 一〜三十 (略)	うの	(定義)	第一章 総則	改 正 案	
	(新設)	(新設)	第二条 (1	(定義)	第一		
(同上)		(同上)	(同上)		章 (同上)		
						現	
						行	
							(傍線部分
							(傍線部分は改正部分)

の者と当該法人又は団体の関係

第三章 日本放送協会

(目的) 第一節

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信で 連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い ある基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、放送番組及び番組関 きるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送(国内放送で せて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。 あ

第二節

(業務)

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。 る地上基幹放送の業務に主として用いられる基幹放送局をいう。 放送番組を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送をす 条第二項第三号に規定する放送系において他の放送局から放送をされる 三項に規定する基幹放送局提供子会社の中継地上基幹放送局(第九十一 次に掲げる放送による国内基幹放送(特定地上基幹放送局又は次条第)を用いて行われるものに限る。)を行うこと。 以下同

中波放送

超短波放送

テレビジョン放送

の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限 る。)を行うこと。 テレビジョン放送による国内基幹放送(電波法の規定により協会以外

八号) 次号において同じ その他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。 る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなか 協会が放送する全ての放送番組(著作権法 第 一条第 項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係 について、 放送と同時に当該放送番組の配信を行 (昭和四十五年法律第四十 つたもの

める期間が経過するまでの間 協会が放送した全ての放送番組について、 当該放送番組の配信を行うこと。 放送の日 から総務省令で定

兀

第三章 (同上)

(目的)

第一節 (同上)

第十五条 ある基幹放送をいう。以下同じ。)を行うとともに、 きるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信で (国内放送で

わせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。 放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、

第二節 (同上)

(業務)

第二十条 (同上)

(同上)

(同上)

口 (同上)

(同上) (同上)

(新設

(新設

2 川七六 兀 三 を行うことができる。 五. 七 五. 協会は、前項の業務のほか、 設備の設計その他の技術援助並びに放送に従事する者の養成を行うこと その編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。 び外国放送事業者を除く。 れらを編集したものを含む。 国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際 者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおい 報の配信を行うこと。 放送の業務の用に供すること。 十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、 る期間が経過したものに限る。 前項の業務に附帯する業務を行うこと 邦人向け協会国際衛星放送及び外国人向け協会国際衛星放送を行うこ 多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。 テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及び 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料 協会が放送した放送番組 前項第七号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業 邦人向け国際放送及び外国人向け国際放送を行うこと。 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。 委託により、 放送番組及びその編集上必要な資料を外国放送事業者に提供すること 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、 放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、 (放送の日から前項第四号の総務省令で定め 第十五条の目的を達成するため、 に提供すること。 を の配信を行うこと。 配信の事業を行う者 (前各号に掲げるものを除く。 (放送事業者及 て、 番組関連情 次の業務 当該外 放送 第二 $\widehat{\Xi}$ 2 五四三 八七 六 Ŧī. 兀 = (新設) 情 報 事業を行う者 Ď 者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときにおいて、 該国内基幹放送と同時に提供することを除く。 لح 他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する 放送の業務の用に供すること。 国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際 るものを除く (同上) 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その 前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業 放送番組等を (協会のテレビジョ (同上) (同上) (同上) 同上 同上) (同上) (同上) 同 (これらを編集したものを含む。 を電気通信回線を通じて一 E (放送事業者及び外国放送事業者を除く 放送番組を電気通信回線を通じて一 ,放送による国内基幹放送の全て 般の利用に供すること 次号において 「放送番組等」 般 の放送番組を当 の利用に供する (放送に該当す に提供するこ 当該外 とい

二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するもが放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第の他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容9 協会は、第一項第六号の業務を行うについて、放送に関係を有する者そなければならない。	たんざ こうこう できる あっこう できない 第一項第一の 声務にの つとり講 の 一項第一	由がある場合を涂き、当該協議に応じなければならない。前項の協力の具体的な内容に関する協議の求めがあつたときは、正当な理7.協会は、他の特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者から、	6 協会は、第一項第一号の業務を行うに当たつては、当該業務の円滑な遂の、。	。 れぞれあまねく全国において受信できるように措置をしなければならない 5 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそ	- い。 4 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならなる 協会は、前三項の業務を行うに当たつては、営利を目的としてはならなった。	び行っただが通りでするとはないのでである。 を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会二 委託により、放送番組等を制作する業務その他の協会が前二項の業務	貸すること。信託の終了に協会の保有	内において、次の業務を行うことができる。 3 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲	な業務を行うこと。 九 前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要
	8	7	6	5	4		_	3	九
二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するもが放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第の他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に関係を有する者そ	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

削る	10 協会は、外国人向け協会国際衛星放送を行うに当たつては、その全部又は一部をテレビジョン放送によるものとしなければならない。 (削る) (削る)
四 その他総務省令で定める事項 四 その他総務省令で定める事項 四 その他総務省令で定める事項 四 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用 方 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱い 五 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ 明確に定められていること。 三 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ 明確に定められていること。 四 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ 明確に定められているとされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。 四 第二項第二号の業務にあつては、特定の者に対し不当な差別的取扱い をするものでないこと。 本 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用 た 第二項第二号の業務にあつては、利用者(同号に規定する一般の利用	11 (同上) 11 (同上) 11 (同上) 12 協会は、第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項 13 協会は、第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法 14 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法 15 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供 条件に関する事項 16 (同上)

위信協	一 配信用設備等を及ぼさないようにすること。 業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。 業務に著しい支障を及ぼさないようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 送の品質とできる限り同等の水準であるようにすること。 総会は、必要的配信業務を行うに当たつては、総務省令で定めるものが生じたときは、その旨をその理由又は同たと、とことができる。 に、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 もに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 もに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 もに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 もに、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない。 して、協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて、協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて、協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて、協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いて、協会は、公衆によつて日常的に使用されている通信端末機器を用いるにより、必要は、その配信(必要な事項の報告をいる。 して行われるものに限る。以下「必要な限に対している。 いて、協会に対し、配信用設備等の状況その他必要な事項の報告をいる。 して行われるものに限る。以下「必要ないできる。 して行われるものに限る。以下「必要ないできる。 して行われるものに限る。以下「必要ないできる。 している。 に、必要な事項の報告をいる。 している。 に、近には、必要な事項の報告をいる。 している。 に、必要な事項の報告をいる。 に、必要がは、必要な事項の報告をの記述を明確に、必要な事項の報告をの記述を明確に、必要な事項の報告を可能に、必要がは、といる。 に、必要がは、の言語を表する。 に、必要がは、必要がは、必要がは、必要がは、必要がは、必要がは、必要がは、必要がは
(以下 (新設) (以下 (新設) (新設)	2 前項の基準は、これにより次に掲げる事項が確保されるものとして定め 常二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務(以下第二十条の三 協会は、第二十条第一項第三号から第五号までの業務(以下 で定める設備に限る。次項第一号及び第三項において「配信用設備」という。)及びその運用のための業務管理体制(以下この条において「配信用 う。)及びその運用のための業務管理体制(以下この条において「配信用 う。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 う。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)及びその運用のための業務で理体制(以下この条において「配信用 力。)を総務省令で定める基準に適合するように当時では、必要的配信業務の方法という。)を総務省令で定める基準に適合するように対している。

は割を果たすことに特に配慮しなければならない。 で割を果たすことに特に配慮しなければならない。 で割を果たすことに特に配慮しなければならない。 で割を果たすことに特に配慮しなければならない。 で定める措置を講じなければならない。 で定める措置を講じなければならない。 で定める措置を講じなければならない。 で定める措置を講じなければならない。 で定める措置を講じなければならない。 で定める措置を講じなければならない。	10 協会においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定にできる。この場合においては、同条第一項各号に掲げる者が同項の規定に離するための措置を講じなければならない。	こけして通言尚末幾器の操作を求める昔置その也のこけして通言尚末幾器の操作を求める昔置その也の四条において「特定必要的配信」という。)の受信当該放送番組の番組関連情報の必要的配信(ラジオ習を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重配信業務を行うに当たつては、必要的配信(ラジオラムをいう。)を用いる方法	公衆こよつて一般的に使用されているブラウザ(インターネットを利力されたものをいう。次項各号において同じ。)を作成し、公衆に対し無償で提供しなければならない。 (
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

「第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかにたときは、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。で、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。「、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。」が、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。「ないの人をときは、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつ」が、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつ	を変更しなければならない。 を変更しなければならない。 ところに従わなければならない。 ところに従わなければならない。 ところに従わなければならない。 を変更しなければならない。 を変更しなければならない。 を変更しなければならない。 を変更しなければならない。 を変更しなければならない。	二 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生 とが確保されるものであること。 一 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、全国向け とが確保されるものであること。 一 当該業務規程に従つた番組関連情報配信業務の実施により、全国向け とが確保されるものであること。	2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければなら2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければなら	、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする所で「業務規程」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程(以下この条において「第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務(以下この条において「衛祖関連情報配信業務の方法)
(新設)	(新設)		(新設)	(新設)

一 第十五条の目的の達成に資するものでは、利用者(同号に規定する配口 保意的配信業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。	(は) 総 糸 乳 配 配	更しようとするときも、同様といて実施基準を定め、総務大臣任意的配信業務」という。) を協会は、第二十条第二項第二号務の方法)	を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむるで変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむらず、協会が業務規程を変更しないとき。 二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわる。 一個の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定による報告の内容をの他の事情に照らし、業務規程が第二の一個の規定といる。
	(新設)	(新設)	(新設)

ものでないこと。 信について、協会と契約を締結する者をいう。)の利益を不当に害する

(新設)

(新設)

| 協会は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その実施基準を公表

5 協会は、任意的配信業務を行うに当たつては、第一項の認可を受けた実しなければならない。

(新設)

を定め、当該事業年度の開始前に、これを総務大臣に届け出るとともに、施基準に基づき、総務省令で定めるところにより、毎事業年度の実施計画

6 総務大臣は、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、協会に公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(新設)

対し、期限を定めて、当該各号に定める勧告をすることができる。

こととなつた場合 その実施基準を変更すべき旨の勧告 第一項の認可を受けた実施基準が第二項各号のいずれかに該当しない

取り消すことができる。
和り消すことができる。
総務大臣は、協会が前項の勧告に従わなかつたときは、第一項の認可を

(新設)

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

---(略)

(関連事業出資計画の認定)

できる。

できる。

できる。

できる。

の関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることが

場才において「関連事業出資計画」という。)を作成し、これを総務大臣

事業持株会社の出資に関する計画(以下この条及び第二十九条第一項第一

関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連
第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、

(国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構等への出資)

〜三 (同上)

(関連事業出資計画の認定)

できる。

できる。

できる。

できる。

できる。

の関連事業出資計画が適当である旨の認定を受けることが

場中において「関連事業出資計画」という。)を作成し、これを総務大臣

事業持株会社の出資に関する計画(以下この条及び第二十九条第一項第一

関連事業持株会社と共同して、総務省令で定めるところにより、当該関連
第二十二条の三 協会は、前条の認可を受け、又は受けようとするときは、

第一 2 5 一十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。 ョ ワ ・ 第 カ 키 ヌ ・ 第 ル ク・ヤ (経営委員会の権限等 リ イ~~ 認可を受けて行う出資 する実施計画 次に掲げる事項の議決 除の基準 及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止 る基幹放送局を用いて行われるものに限る。)並びに国際放送(外国 委員会が認めた事項 たものを除く。) 衛星放送の開始、 の放送局を用いて行われるものに限る。以下このチにおいて同じ。) (略) 関連事業出資計画 必要的配信の休止 第二十条の二第一項、 第二十一条の 放送局の設置計画並びに放送局の開設、 第三節 第二十条第十二項 第二十条の四第 第六十四条第八項第一号に規定する受信契約の条項及び受信料の免 国内基幹放送(電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係 イからヤまでに掲げるもののほか、 休止及び廃止にあつては、 略 (略) (略) (略) (略) (略) 経営委員会 第 休止及び廃止にあつては、 項に規定する業務規程 (経営委員会が軽微と認めたものを除く。 項に規定する実施基準及び同条第五項 の総務大臣の認可を受けて行う業務 第二十二条又は第二十二条の二の総務大臣の 経営委員会が軽微と認めたものを除く これらに類するものとして経営 休止及び廃止 経営委員会が軽微と認め (国際放送及び協会国際 (放送局の開 に規定 第二十九条 2 5 ル リ 第 ヌ ノ ・ オ ヲ・ワ ヨ〜ラ (経営委員会の権限等) チ ヰ ウ ム 力 1 イ~~ (新設) (新設 除の基準 (同上) 委員会が認めた事項 する実施計画 (同上) 第六十四条第 第二十条第十二項 第三節 イから才までに掲げるもののほか、 第二十条第二十 (同上) 同 上 (同上) 項 一項の総務大臣の認可を受けて行う業務 に規定する実施基準及び同条第十六項に規定 に規定する受信契約の条項及び受信料の免 これらに類するものとして経営

2 · 3 (略)

第六節 受信料等

(受信契約及び受信料)

- ころにより、協会と受信契約を締結しなければならない。 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、認可契約条項で定めると

一特定受信設備を設置した者

二 特定必要的配信の受信を開始した者

要しない。2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、協会との受信契約の締結を2

ている者
一他の住居内設置等について既に前項の規定により受信契約を締結し

住居内設置等を行つた者のうち、

次のいずれかに該当するもの

既に前項の規定により受信契約を締結している者

国語者と住居等及び生計を共にする者が他の住居内設置等について

|可契約条項で定める者|| その他前項の規定による受信契約の締結をする必要がない者として認

同項の規定により協会との受信契約を締結することを踏まえ、これらの者協会は、第一項各号に掲げる者が互いに同等の受信環境にある者として

るのでなければ、第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する4 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によが締結する受信契約の内容を公平に定めなければならない。

2 · 3 (同上)

第六節 (同上)

(受信契約及び受信料)

第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信設備(次に掲げるもの第六十四条 協会の放送を受信することのできる受信契約の締結をする下、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信契約を結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約を治して認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しなければならない。ただし、特定受信設備を住居(住居とみなされる場所として認可契約条項」という。)で定めるところにより、協会と受信契約を締結しているとき、その他この項本文の規定による受信契約の締結をするに設置した場合において「認可契約条項」という。)で定める場所を含む。)の条準論は居及び生計を共にする他の者がこの項本文の規定によりではの受信についてに設置した場合において「認可契約条項」という。)で定める場所を含む。)の条準論は目のでは、以下この項本文の規定による受信契約の締結をする必要がない場合として認可契約条項で定める場合は、この限りでない。

放送の受信を目的としない受信設備

同じ。)又は多重放送に限り受信することのできる受信設備送及び多重放送に該当しないものをいう。第百二十六条第一項においてラジオ放送(音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放

(新設)

(新設)

| るのでなければ、前項 の規定により受信契約を締結した者から徴収する| 2| 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた受信料の免除の基準によ

三 特定受信設備 協会の放送を受信することのできる受信設備であつて二 認可契約条項 第五項の認可を受けた受信契約の条項 受信契約 協会の放送又は配信の受信についての契約ころによる。	8 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると	する放送は、これを協会の放送とみなして前各項の規定を適用する。	7 協会の放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にその再放送を	した日の前日までに支払うべきこととなる受信料の額に相当する額	限が到来する日に受信契約を締結したとしたならば現に受信契約を締結	二 前項第四号ロに掲げる場合に該当する場合 同項第二号に規定する期	前項第四号イに掲げる場合に該当する場合 支払を免れた受信料の額	省令で定める倍数を乗じて得た額を超えない額とする。	、当該各号に掲げる場合の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額に総務	じそれぞれ当該各号に定める額とし、同項第四号に規定する割増金の額は	6 前項第四号に規定する受信料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応	五 その他総務省令で定める事項	をしなかつた場合	ロ 正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込み	イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合	割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項	四 次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び	三 受信料の支払の時期及び方法に関する事項	に対し通知すべき事項を含む。)	の日又は特定必要的配信の受信開始の日その他の当該申込みの際に協会	二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置	者識別情報の適切な利用を確保するために必要な事項を含む。)	信を同時に受信することのできる通信端末機器の数の上限その他の契約	一 受信契約の単位に関する事項 (一の契約者識別情報を用いて協会の配	きも、同様とする。	め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとすると	契約の条項	受信料を免除してはならない。
	(新設)		5 (同上)			二(同上)	一 (同上)				4 (同上)	五(同上)		口 (同上)	イ (同上)		四(同上)	三 (同上)	に対し通知すべき事項を含む。)	の日 その他の当該申込みの際に協会	二 受信契約の申込みの方法及び期限に関する事項(特定受信設備の設置			一 受信契約の単位に関する事項			3 (同上)	受信料を免除してはならない。

次に掲げるもの以外のもの

- イ 放送の受信を目的としない受信設備
- ロ ラジオ放送又は多重放送に限り受信することのできる受信設備

「で認可契約条項で定める場所」 住居等 住居(人の生活の本拠に限る。)及びこれに準ずる場所とし

五 住居内設置等 次のいずれかに該当する行為

対定必要的配信の受信を開始すること(認可契約条項で定める基準イ 特定受信設備を住居等に設置すること。

視聴させ、

又は閲覧させることを目的としていることが明らかである

(自己と住居等及び生計を共にする者を除く)

に照らし、

他の者

することができるものとを確認するために用いられる符号その他の情報であつて当該者を識別大、契約者識別情報、第一項各号に掲げる者が受信契約を締結していること協会が認める場合を除く。)。

(国際放送の実施の要請等)

と及びこれらの放送の放送番組の配信を行うことを要請することができる。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこ伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、

2~5 (略)

(国際放送等の費用負担)

、国の負担とする。を含む。)及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用国際衛星放送に要する費用(これらの放送の放送番組の配信に要する費用第六十七条(第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会

ればならない。
が負担する金額が国会の議決を経た予算の金額を超えない範囲内でしなけ
2 第六十五条第一項の要請及び前条第一項の命令は、前項の規定により国

第七節 財務及び会計

(収支予算、事業計画及び資金計画

(国際放送の実施の要請等)

を要請することができる。) その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うこ伝統及び社会経済に係る重要事項その他の国の重要事項に係るものに限る身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、第六十五条 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、

0

2~5 (同上)

(国際放送等の費用負担)

第六十七条 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会

、国の負担とする。

「及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は

国際衛星放送に要する費用

2 (同上)

第七節 (同上)

(収支予算、事業計画及び資金計画

3 協会は、その放送	3 協会は、その放送又は必要的配信を休止したときは、第一項の認可を受験さ、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
2 (同上)	H^{\vee}
三 (同上)	る場合
	、又は休止するときその他これに準ずる場合として総務省令で定める場該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の業務を廃止し用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合において当のを除く。)の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を衛星が送を受信することができる者の数を勘案して総務省令で定めるも
一 (同上)	「元はないです」。 「ころう」である場合国際衛星放送(当該協会国際一 不可抗力により廃止し、又は休止する場合
い。 「できた」である。 かの名号のレオオカに該当する場合に、この限りでも	い。 「さたい」だだし、沙の名号のいすおかに該当する場合に、この呼りてなってきた。
- ていたけいい。しいに受害し、詩へよい衛星放送にあつては、二十四時間以上)休禄を廃止し、又はその放送	- ビーン、てのようのかずしかに気行し、場合は次の実務を廃止し、又はそのが送者しくは必要的
ければ、その基幹放	第八十六条 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若し
(放送)の休止及び廃止) 第九節 (同上)	(放送等の休止及び廃止) 第九節 雑則
	[? ?
締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認4 第六十四条第一項の規定により	締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認4 第六十四条第一項の規定により同条第八項第一号に規定する受信契約を
	るものとする。すべき旨の意見が付してあるときは、国会の委員会は、協会の意見を徴す
3 (同上)	金計画に同項の規定
	てこ
2 (司上)	2 総务大豆が前頁の又支予算、事業計画及び資金計画を受理しています、 ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
第七十条 (同上)	、これに当該事業年度に係る中期経営計画を添え、総務大臣に提出しなけ第七十条 協会は、毎事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画を作成し

い。すべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならなすべき場合又は第二十条の三第四項若しくは第百十三条の規定により報告を

- 条の規定を適用する。
 認可をした」と、「当該届出」とあるのは「当該認可」と読み替えて、同認可をした」と、「当該届出」とあるのは「第八十六条第一項の廃止のよる業務の廃止の届出を受けた」とあるのは「第八十六条第一項の廃止の第一項の廃止の認可をした場合については、第百五条中「第百条の規定に4 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について
- るのは、「第八十六条第二項」と読み替えて、同条の規定を適用する。第二項の廃止の届出を受けた場合については、第百五条中「第百条」とあ5 総務大臣が第九十三条第一項の認定を受けた協会の放送の業務について

第十章 雑則

(電波監理審議会への諮問)

一 (略)

、第二十条第十二頁______(丘意内養务第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)第五項において準用する場合を含む。)(中継国際放送の協定の認可)第十八条第二項(定款変更の認可)、第二十条第十一項(第六十五条

送等の実施の要請)、第六十六条第一項 項 連事業持株会社 認可)、 送設備の譲渡等の認可)、 の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五条第一項 発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、第二十二条の二(関 の認可))、第七十一条第一項 第二十一条の二第 第二十条第十二項 (関連事業出資計画の認定)、 項 第 (還元目的積立金の取崩しに係る認可)、第八十五条第一項 一十条の四第六項及び第七項 (基幹放送の業務の認定)、 第八十九条第 第二十条の二 への出資の認可)、 項 (収支予算等の認可)、第七十三条の二第二項た 項 第一 (実施基準の認可)、 第八十六条第一項 (放送の廃止又は休止の認可)、 項 (基幹放送局提供子会社 第六十四条第四項及び第五項 第九十六条第 第二十二条の三第一項若しくは第三 (業務規程の変更の勧告及び命令) (放送に関する研究の実施命令 休止の認可)、第九十三条(放送等の廃止又は休止の 第二十二条 一項 (地上基幹放送の 0 (国立研究開 (任意的業務 出資の認可 (国際放 (受信料 (放

すべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならなけた場合又は

4 (同上)

5 (同上)

第十章 (同上)

(電波監理審議会への諮問)

第百七十七条 (同上)

(同上)

第五項において準用する場合を含む。) 0 認可)、 第十八条第二項 第二十条第十二項 第二十条の二第 (定款変更の認可)、 (実施基準の認可) 項 (基幹放送局提供子会社 第二十条第十一項 (中継国際放送の協定の認 同条第一 <u>一</u> 項 への出資の認可 (第六十五条 (任意的業務 可

だし書 項 認可)、 送設備の譲渡等の認可)、 送等の実施の要請)、第六十六条第一項 の免除の基準及び受信契約の条項の認可)、第六十五条第一項 連事業持株会社 発法人宇宙航空研究開発機構等への出資の認可)、)、第七十一条第 一項 (関連事業出資計画の認定)、 (還元目的積立金の取崩しに係る認可)、 (基幹放送の業務の認定)、 第八十九条第一項 への出資の認可)、 一項 (収支予算等の認可)、第七十三条の二第二項た 第八十六条第一項 (放送の廃止又は休止の認可)、第九十三条 第六十四条第二項及び第三項 第九十六条第一項 第二十二条の三第 (放送に関する研究の実施命令 (放送 第二十二条 第八十五条第一項 第二十二条の二(関 の廃止又は休止 一項若しくは第三 (地上基幹放送の 国立 (国際放 (受信料 研 究開

)の規定による処分

「成送青項等の変更の許可」、第百十六条第一項(センターの指定法で関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは第四項法に関する改善の命令)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件同一化実施方針の認定)、第百二十条(放送局設備供給役務の提供条件が、送時株会社に関する認定)、第百十六条第一項、第二項若しくは第四項法で関する改善の命令)、第百十六条第一項、第二項若しくは第四項法で関する認定)、第百十六条第一項、第二項本文(基幹放業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放業務の場合に限る。)

に対して付す意見 三 第七十条第二項の規定により協会の収支予算、事業計画及び資金計画

による処分 第二十一条の二第七項(実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三第二の取消し)、第二十二条第一項(センターの指定の取消し)の規定 登録の取消し)、第百六十六条第六項(認定放送持株会社に関する認定 化実施方針の認定の取消し)、第百十六条の五第五項(特定放送番組同一務に関する認定の取消し)、第百十六条の五第五項(特定放送番組同一による処分

Ŧī. 四項 三条第 同項第五号ただし書 放送設備等の基準)、 に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、 基幹放送に係る軽微な変更)、第百三条第二項第三号 項 その他の措置 信を行う期間) (報告を要する重大事故の基準)、 同条第三十四号 第二条第二十四号 (基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書 (第百三十六条第 (報告を要する重大事故の基準) 項第四号 第百二十六条第一項ただし書 第 第六十四条第六項 (支配関係) (衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、 (基幹放送による表現の自由享有基準)、 一十条の三第 (基幹放送局設備)、 第百十三条、 項 (一般放送の業務の登録に係る電気通信設備の 第一 一項 第百二十二条若しくは第百三十七条 第百二十一条第一 (割増金の額に係る倍数)、 一十条第 (配信用設備等の基準) 同条第十項 同条第三十三号 (登録を要しない 第百十一条第一 項第四号 (配信の品質の制限 項 (基幹放送の業務 しない一般放送(基幹放送局設 (放送番組の配 (特定役員) 項 同条第四 第九十 同条第 (基幹

放送持株会社に関する認定)又は第百六十七条第一項(センターの指定送管理事業者の業務の方法の改善の命令)、第百五十九条第一項(認定法に関する改善の命令)、第百五十六条第一項、第二項若しくは有料放送事項等の変更命令)、第百四十一条(受信障害区域における再放送の業務の方法の放送事項等の変更の許可)、第百十六条の四第一項(特定放送番組業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放業務の場合に限る。)(認定の更新)、第九十七条第一項本文(基幹放

三 (同上)

の規定による処分

四第二十条第十九項 (実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三四第二十条第十九項 (実施基準の取消し)、第百六十六条第六項(認定放送持株会社に関する認定の取消し)、第百十六条の五第五項(特定放送番組同一と (関連事業出資計画の認定の取消し)、第百四条(基幹放送の業務に関する (関連事業出資計画の認定の取消し)、第百四条(基幹放送の業 (基幹放送の業)、第二十条第十九項 (実施基準の認可の取消し)、第二十二条の三四

、同条第三十二号(支配関係)、第六十四条第四項五(第二条第二十四号(基幹放送局設備)、同条第三十一号(特定役員)

三条第一 備等の基準)、 放送設備等の基準)、 に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)、 基幹放送に係る軽微な変更)、第百三条第二項第三号 項 同 (報告を要する重大事故の基準)、 「項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基準)、 (基幹放送の業務の認定の申請期間)、第九十七条第一項ただし書 (第百三十六条第 項第四号 第百二十六条第一項ただし書 (衛星基幹放送に係る周波数の使用に関する基準)、 項 第百十三条、 (一般放送の業務の登録に係る電気通信設備 第百二十一条第一項 第百二十二条若しくは第百三十七条 (割増金の額に係る倍数)、 (登録を要しない一 第百十一条第 (基幹放送の業務 (基幹放送局設 一項 同条第四 第九 (基幹

準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九 会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項)の規定による総務省令 第二項 る第九十三条第一項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基 者等の禁止行為)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用す ただし書 十条の二第一項 技術基準)、第百五十条(有料放送の役務の提供条件の説明)、 十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、第百六十四条 (保有基準割合) (書面による解除)、第百五十一条の二第二号(有料放送事業 (書面の交付)、第百五十条の三第一項若しくは第四 又は第百六十六条第二項第三号 (認定放送持株 第百 項

ないで措置をすることができる。微なものと認めるものについては、総務大臣は、電波監理審議会に諮問して前項各号(第四号を除く。)に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽

の制定又は改廃

第十一章 罰則

協会又は学園の役員を百万円以下の罰金に処する。第百八十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

- 務を行つたとき。

 第二十条第一項から第三項まで及び第六十五条第四項の業務以外の業
- き場合に認可を受けなかつたとき。 の二第一項 する場合を含む。 六十四条第四項若しくは第五項、 第八十六条第一項又は第八十九条第一項の規定により認可を受けるべ 第十八条第二項、 第 <u>-</u>+ 第二十条第十一項 条の二第 第二十条第十二 項、 第七十一条第一項、 二項 第二十二条、 第二十二条の二、第 第八十五条第一項

したとき。第二十条の三第五項又は第二十条の四第七項の規定による命令に違反

第七十三条第一項又は第七十四条第一項の規定に違反したとき。四 第三十八条、第六十条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項、

協会又は学園の役員を二十万円以下の過料に処する。第百九十一条、次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

> 第二項 会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項) 十三条第一項第五号ハ(認定放送持株会社に係る特例)、 準の特例)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する第九 る第九十三条第一項第五号ただし書(基幹放送による表現の自由享有基 者等の禁止行為)、第百六十二条第一項の規定により読み替えて適用す ただし書(書面による解除)、 十条の二第一項 技術基準)、第百五十条 制定又は改廃 (保有基準割合) (書面の交付)、第百五十条の三第一項若しくは第四 又は第百六十六条第二項第三号 (有料放送の役務の提供条件の説明)、 第百五十一条の二第二号(有料放送事業 の規定による総務省令 (認定放送持株 第百六十四条 第百

2 (同上

第百八十五条 (同上)

一 (同上)

き場合に認可を受けなかつたとき。 の二第一項 する場合を含む。 一四条第 第八十六条第一項又は第八十九条第 第十八条第二項、 一項若しくは第三項、 第二十条第十一項 第二十条第十二項若しくは第三 第七十一条第一項、 第二十二条、 一項の規定により認可を受けるべ (第六十五条第五項におい 第二十二条の二、 $\overline{+}$ 第八十五条第一 項、 第二十条 て準用

(新設

三 (同上)

第百九十一条 (同上)

一(同上

18 第二十条第一項第三号又は第四号の規定に基づき配信を行う放むを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるもの」とあるのは、「やむを得ない理由があるものとして総務大臣が指定するもの」とする。 その結果を総務大臣に報告しなければならない。	(協会の養务の寿列) 2~17 (略) (協会の設立) (協会の設立) (協会の設立)	(施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (地行期日) (地行期日) (地行期日) (地行地) (地	成しなかつたとき。 八 第七十三条の二第三項の規定に違反して同項に規定する収支予算を作 積み立てず、又はこれを取り崩したとき。 七 第七十三条の二第一項又は第二項の規定に違反して還元目的積立金を 置がず、又は閲覧に供しなかつたとき。	対 第七十二条第三項又は第七十四条第四項の規定に違反して書類を備え 第四十四条第一項又は第七十七条第二項の規定による調査を妨げたと き。 一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定による	四 第二十条の四第一項、第二十一条の二第四項若しくは第五項、第四十十一条の二第五項、第二十三条第三項、第二十条の三第四項若しくは第六項又は第二十条の四第四項の規定による。
(新設)	2~17 (同上) (協会の設立) (協会の設立)	2 (同上)	ガ (同上)	五 (同上) 一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反 一条、第六十一条、第六十二条又は第七十一条の二第一項の規定に違反	三 第二十条第十五項若しくは第十六項 " 第二十五条、第二十六条第四項 " 第二十条第十六項、第二十一条第三項、第二十五条、第二十六条第四項 " 2 第二十条第十六項、第二十一条第三項

22	21	20
員は、二十万円以下の過料に処する。「附則第十九項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした協会の役(罰則)	問一	要な措置を講ずるものとする。 二十条第一項第三号の規定により指定する放送番組の範囲の変更その他必があると認めるときは、附則第十八項の規定により読み替えて適用する第一級務大臣は、前項の規定による報告の内容その他の事情を踏まえ、必要
の役 (新設)	(語) (新設) (新設)	他必 (新設) (計) (

\widehat{A}
傍
vá
線
部
分
-
は
コム
改
正
╨
部
分
ಌ

数 E 案	現って、「伊総帝名には「司帝名」
第一節 無線局の免許	第一節 (同上)
(欠格事由)	(欠格事由)
第五条 (略)	第五条 (同上)
2 · 3 (略)	2・3 (同上)
4 公衆によつて直接受信されることを目的とする無線通信の送信(第九十	4 (同上)
九条の二を除き、以下「放送」という。)であつて、第二十六条第二項第	
五号イに掲げる周波数(第七条第三項及び第四項において「基幹放送用割	
当可能周波数」という。)の電波を使用するもの(以下「基幹放送」とい	
う。)をする無線局(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送(放送法第二	
条第十三号に規定する衛星基幹放送をいう。次条第二項第九号イ及び第八	
十条の二において同じ。)及び移動受信用地上基幹放送(同法第二条第十	
四号に規定する移動受信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)をする無線	
局を除く。)については、第一項及び前項の規定にかかわらず、次の各号	
(コミュニティ放送(同法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニテ	
イ放送をいう。次条第二項第九号ハ及び第八十条の二第一号において同じ	
。)をする無線局にあつては、第三号を除く。)のいずれかに該当する者	
には、無線局の免許を与えない。	
一 (略)	一 (同上)
二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特	二 法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特
定役員(放送法第二条第三十三号に規定する特定役員をいう。次条第二	定役員(放送法第二条第三十一号に規定する特定役員をいう。次条第二
項第九号イにおいて同じ。)であるもの又はこれらの者がその議決権の	項第九号イにおいて同じ。)であるもの又はこれらの者がその議決権の
五分の一以上を占めるもの	五分の一以上を占めるもの
三・四 (略)	三・四 (同上)
5•6 (略)	5・6 (同上)